

# 売りたい人・貸したい人（空き家等の所有者）

## 登録できる情報

空き家（倉庫などの付属物や店舗と併用の住宅も登録できます。）

住宅が建築可能な空き地

売買や賃貸など営利を目的とした物件は登録できません。

## 登録できる人

上記の所有者で所有権その他権利により売買、賃貸を行うことができる人  
相続や所有権以外の権利設定がある場合や共有名義の場合は、権利関係者の承諾がないと登録できません。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係や社会的に非難される関係を有する人は登録できません。

## 物件登録から物件交渉・契約までの流れ



### 賃貸・売却 物件の登録

賃貸・売却物件の登録を希望される方は、空き家バンク登録申請書に必要な書類を添えて市企画課に提出してください。



### 現地調査 物件確認 物件登録

必要に応じて市の担当者が、所有者立ち会いのもと現地調査を行います。（仲介業者が同行する場合があります。）

物件確認後、審査のうえ空き家バンクへ登録します（登録期間2年）。



### 空き家等 情報提供

間取り図や写真など登録物件の概要を市のホームページ等で公開します。

なお、物件の詳しい情報は、利用登録を行った方にのみ提供します。



### 物件の交渉

空き家バンク利用者から交渉の申し出があった場合、該当する物件の所有者へ市から連絡します

その後、交渉・契約となりますが、その協議に市は関与しません。

# 契約締結